

工事における積算基準の適用について

積算基準を改定した場合、改定日以降の案件から適用することとしておりますが、2022年度7月1日改定においては入札書提出締切日が2022年4月1日から6月30日の案件は、旧基準のまま契約制限価格を算定し、契約後に変更可能としましたのでお知らせします（下表参照）。

新基準の適用パターン

パターン		2022年 4月1日	2022年 7月1日	適用	
今回	ケース1	● 公告	● 入札	● 契約	・新基準を <b>適用する</b> 。*
	ケース2	● 公告	● 入札	● 契約	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧基準に基づき契約制限価格を作成</li> <li>・契約後に改定内容に基づき変更可。</li> </ul>
	ケース3	● 公告	● 入札	● 契約	・新基準を <b>適用しない</b> 。

\* 旧基準にて算出している場合は、ケース2と同様の扱いとする。